

平成27年8月7日

事業主団体等各位

青森労働局労働基準部監督課

10月における年次有給休暇の取得促進に係る周知・広報について（御依頼）

労働基準行政の推進につきましては、平素から御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

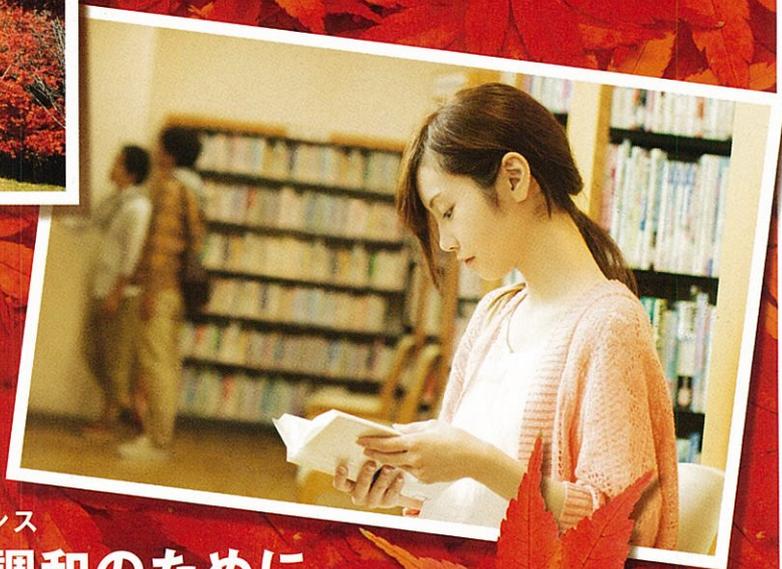
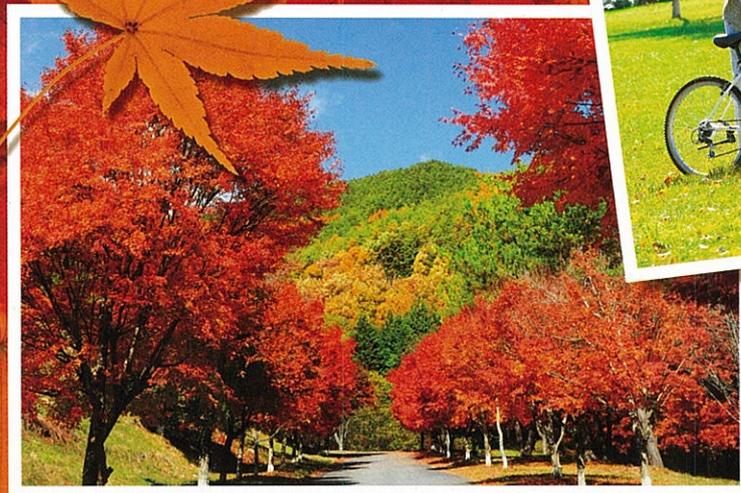
さて、厚生労働省では、年次有給休暇の取得促進のため、来年（年度）の年次有給休暇の計画的付与について労使で話し合いを始める前の時期である10月を「年次有給休暇取得促進期間」として、集中的な周知・広報活動を実施しているところです。

つきましては、標記について、この趣旨を御理解いただき、同封のポスターの掲示、リーフレットの配付、広報誌への掲載等により御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。



問 合 せ 先	青森労働局
	労働基準部 監督課
	電話 017-734-4444

働き方を変えよう。
休み方を変えよう。
生きがいを楽しもう。



ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のために、
「プラスワン休暇」で
連続休暇に。

+1

10月は年次有給休暇
取得促進期間です。

効率的に働いて、しっかり休める 職場づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しましょう。

+1

ワーク・ライフ・バランス
仕事と生活の調和のために、
「プラスワン休暇」で
連続休暇に。

労使協調のもと、土日、祝日に
年次有給休暇を組み合わせ、
3日(2日)+1日以上の休暇を実施しましょう。

10月は年次有給休暇取得促進期間です。

2015年10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9 +	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25 +	26	27	28	29	30	31

休暇取得に向けた職場づくりに取り組みましょう。

事業場での具体的な取組の一例

年次有給休暇を取得しやすい環境整備

経営者の主導のもと、取得の呼びかけなど年次有給休暇を
取得しやすい雰囲気づくりや、労使の意識改革をしましょう。

労使の話し合いの機会をつくる

年次有給休暇の取得状況を確認するとともに、
取得率向上に向けた具体的な方策を話し合いましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう。

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得
日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均
取得率が8.1ポイント高くなっています(平成25年)*。

この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。 ※就労条件総合調査

1. 導入のメリット

事業主 労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。

従業員 ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

2. 日数

付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

5日 事業主が計画的に付与できる	5日 従業員が自由に取得できる	15日 事業主が計画的に付与できる	5日 従業員が自由に取得できる
---------------------	--------------------	----------------------	--------------------

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。